

国際徒手理学療法学会 定款

第一章 総則

第1条【名称】本会は、国際徒手理学療法学会という。英称を The International Society of Manual Physical Therapy (ISMPT) という。

第2条【事務局】本会の事務局は、埼玉県入間郡毛呂山町川角 981、埼玉医科大学保健医療学部川角キャンパスに置く。

第3条【目的】本会は徒手的理学療法技術に関する科学的原理の蓄積・技術の研鑽及び向上に努め、これをもって理学療法学の発展に寄与し、保健医療へ貢献することを目的とする。

第4条【事業】本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。1) 研究会 1回/2年以上、

2) 技術講習会 複数回/年以上、3) News Letter の発刊 1回/年以上、4) 研究及び調査活動 隨時

第二章

第5条【会員】会員は本会の目的に賛同したものとする。会員は当会の事業（前条1・2項）に優先的に参加することができる。当会の事業（前条3項）を受け取ることができる。当会に事業（前条4項）を申請し、実施することができる。また、総会および議決に参加することができる。

第6条【会費】本会の会費は年3,000円とする。

第7条【会期】本会の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。ただし、令和7年については、学会発足する令和7年（2025年）5月1日から12月31日までとし、同期間の年会費は無料とする。

第8条【入会および大会】本会の会員になろうとする者は、会費納入により会員の資格を得る。本会の会員は、その旨を理事長に届けて退会することができる。会費の滞納が2年間となったものは退会したものとみなす。

第三章 役員と組織

第9条【役員】本会に次の役員を置く。1) 理事長1名 2) 理事10名以内 3) 監事2名以内とし、必要に応じて副理事長や相談役（それぞれ若干名）をおくことができる。

第10条【選出と任期】役員の任期は2年とする。理事の選出は総会における推薦による。理事長は理事会の互選による。監事・相談役は、理事会にて委嘱する。

第11条【役員の役割】理事長は、技術講習会等の企画、運営についての責務を負う。理事は、理事長を助け、効率的に会全体の運営のために積極的に活動する。

第12条【役員に対する報酬】役員は無報酬とする。ただし、役員には費用を弁償することができる。

第13条【評議員】本会に評議員を置く。評議員は20名以内とする。評議員は理事会にて推薦する。評議員の任期は2年とする。

第14条【評議員の役割】評議員は会の運営に対し、適切な意見を述べるとともに、運営に協力する。

第15条【評議員の報酬】評議員は無報酬とする。

第16条【会議】会議は、総会・理事会・評議員会とする。総会は、年1回開催する。理事会は、隨時行う。総会・理事会・評議員会の決議は出席者の過半数の議決をもって成すものとする。なお、2年間の任期のうちに、理事や評議員がそれぞれの会に1度も参加できていない場合には、次回役員として継続できないものとする。

第四章 資産

第17条【資産の構成】本会の資産は、次の各号をもって構成する。1) 会費 2) 事業に伴う収入 3) その他の収入】

第18条【資産の管理】本会の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は役員会及び総会の決議による。解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、健康増進への推進や被災団体などへ寄付することができる。

(附則) 2025年5月1日より施行する。